

八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する男女の出会いを支援するため、結婚を前提として活動する者が、あおもり出会いサポートセンターが運営する「あおもりマッチングシステム『A I (あい) であう』」(以下「マッチングシステム」という。)の登録に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降マッチングシステムに新規に本登録をした者
- (2) マッチングシステムの本登録日において八戸市に住民票を有する者
- (3) 市税等(市税その他市の債権に係る徴収金をいう。以下同じ。)の滞納がない者
- (4) マッチングシステムの利用登録に係る他の助成等を受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団に関係していない者

(助成対象経費等)

第3条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、マッチングシステムの利用登録料(当該年度内に支払をしたものに限る。)とする。

2 助成金は、助成対象者1人に対し1回限り交付する。

(助成金額)

第4条 助成金額は5千円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、マッチングシステムの利用登録料の支払をした年度の3月31日までに、八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証等本人確認できる書類の写し
- (2) 助成対象経費の支払が確認できる書類の写し

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成金交付

決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 市長は、助成金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して申請者に通知する。

（助成金の返還等）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により当該決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を、期限定めて、請求することができる。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものを除き、規則に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から実施し、令和6年4月1日から適用する。